

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

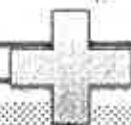
(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。



住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。



宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 28 日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 大 張 梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 29 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 1 日 午前 10 時 00 分 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 16 日 午後 3 時 00 分 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～5	3,734,000 2,987,200	一括	746,800	110,379	23,651
1	3,730,000				
2	1,000				
3	1,000				
4	1,000				
5	1,000				
	</				



物 件 目 録

1 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 10 番 1
地 目 雑種地
地 積 549 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 87 番 2
地 目 公衆用道路
地 積 66 平方メートル

持分 8 分の 1

3 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 88 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 73 平方メートル

持分 8 分の 1

4 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 89 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 74 平方メートル



物 件 目 録

持分 8 分の 1

5 所 在 大崎市古川福沼三丁目

地 番 90 番 1

地 目 公衆用道路

地 積 68 平方メートル

持分 8 分の 1



物 件 明 細 書

令和 7年12月22日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 横 山 亮

1 不動産の表示

【物件番号1～5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 大崎市古川福沼三丁目
 地 番 10 番 1
 地 目 雑種地
 地 積 549 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 大崎市古川福沼三丁目
 地 番 87 番 2
 地 目 公衆用道路
 地 積 66 平方メートル

持分 8 分の 1

3 所 在 大崎市古川福沼三丁目
 地 番 88 番 1
 地 目 公衆用道路
 地 積 73 平方メートル

持分 8 分の 1

4 所 在 大崎市古川福沼三丁目
 地 番 89 番 1
 地 目 公衆用道路
 地 積 74 平方メートル



※11※

物 件 目 録

持分8分の1

5 所 在 大崎市古川福沼三丁目

地 番 90番1

地 目 公衆用道路

地 積 68平方メートル

持分8分の1



令和 7年(ケ)第 86号
令和 7年10月 8日受理
令和 7年11月 14日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 内 藤 和 宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 10番1
地 目 雑種地
地 積 549平方メートル

所有者 亡A相続財産

- 2 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 87番2
地 目 公衆用道路
地 積 66平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分8分の1

- 3 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 88番1
地 目 公衆用道路
地 積 73平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分8分の1

- 4 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 89番1
地 目 公衆用道路
地 積 74平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分8分の1



物 件 目 録

5 所 在 大崎市古川福沼三丁目

地 番 90番1

地 目 公衆用道路

地 積 68平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分8分の1



(土地用)

不動産の表示	「物件目録（物件１）」のとおり				
住居表示	大崎市古川福沼三丁目８番２２号				付近
土地	物件１				
現況地目	☒ 宅地（物件１） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ 農地（物件） ☐ 雑種地（物件） ☐ 原野（物件） ☐				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
その他の事項	本土地は、南西側で公図上「水」（現況水路）を介して物件２～５が一体となった公衆用道路（建築基準法第４２条１項５号道路）と接している。 上記水路には、橋が架けられているが、占用許可は受けていない。 本土地の地中に南西側８９番土地所有者のための上水道管が埋設されている。 ただし、同土地の南西側土地所有者Ｂによると、１０年程前に前面道路（物件２～５）にＢ宅と一緒に、別に配管をしており、そこから引き込み工事をすれば物件１に埋設されている上水道管は使用しなくても良いとのことである。				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録（物件２～５）」のとおり				
住居表示	大崎市古川福沼三丁目８番２２号				付近
土地	物件２～５				
現況地目	☐ 宅地（物件　　） ☒ 公衆用道路（物件２～５） ☐ 農地（物件　　） ☐ 雑種地（物件　　） ☐ 原野（物件　　） ☐ ☐				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が他の共有者らと共に公衆用道路に供して占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
その他の事項	物件２～５土地は一体として、公衆用道路（建築基準法第４２条１項５号道路）として利用されており、物件２が東側で公図上の「道」と接している。共有者ら間で通行に関し、特段の定めはない。				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある　〔　　地方裁判所　　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日　〕				
建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (近隣者)	物件2～5土地は公衆用道路として各共有者らが東側の公道から自宅に至る道として利用しております。 共有者ら間で通行に関し、特段の定めはありません。 物件1の地中に89番土地所有者のための上水道管が埋設されているのは事実です。 同土地所有者と私は親族であり、10年程前に前面道路（物件2～5）の下水管工事があったときに、工事業者をお願いして89番宅と私の家の分の上水道の配管工事をしてもらいました。私の家では現在は、この上水道管を利用しています。 そのような事情ですから、89番宅でも前面道路から引き込み工事をすれば物件1に埋設されている上水道管は使用しなくても良くなります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年10月15日(水) 14:10-14:30	大崎市役所	接道調査
R7年10月15日(水) 14:50-15:00	物件所在地	物件確認、写真撮影
R7年10月27日(月) 16:10-16:30	仙台法務局	本件物件及び関連土地の全部事項証明書受領
R7年10月28日(火) 13:00-13:30	物件所在地	立入調査、近隣者Bから道路の利用状況等聴取、評価人同行
R7年10月30日(木) 14:00-14:10	仙台法務局	本件物件の関連土地の全部事項証明書受領 (上記の不足分)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

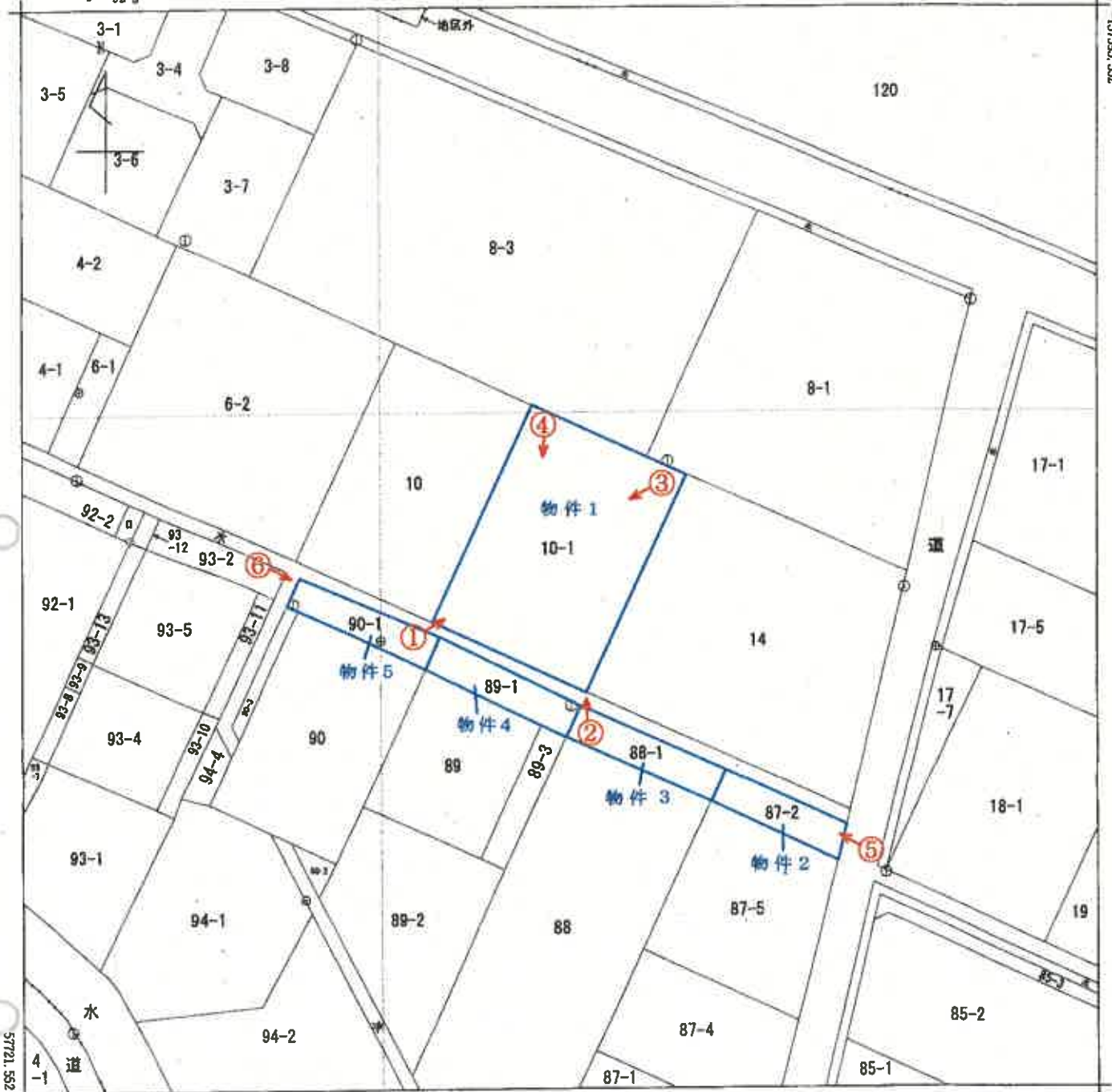
公 図 写

1 地区外
92-3

(座標値種別：測量成果)

+12186.559

-15756.552



+12061.559 (座標値種別：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(iwateaiyagi2008.par)による修正がされています。



A4判に縮小

請求部	所在	大崎市古川福沼三丁目				地番	10番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成4年10月			備付年月日(原図)	平成6年3月29日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)
令和7年5月28日
仙台法務局

凡 例

○ 写真(撮影場所)

請求番号：8-1
(1/1)

登記官

(7 枚目)

写真 1



物件1

写真 2



橋

物件1

写真 3



物件1

写真 4



物件1

写真 5



物件2～5

写真 6



物件2～5

令和 7 年 (ケ) 第 86 号
令和 7 年 10 月 28 日 現地調査
令和 7 年 11 月 14 日 評 価

仙台地方裁判所 第 4 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

宮 本 一 輝

第1 評価額

	一括価格
	金5,337,000円
	内訳価格
物件1（土地）	金5,329,000円
物件2（土地）	金2,000円
物件3（土地）	金2,000円
物件4（土地）	金2,000円
物件5（土地）	金2,000円

- 1 一括価格は、物件1～5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないのが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目積	別紙物件目録記載のとおり	地 目 : 宅 地
2	所在地 地目積		
3	所在地 地目積		
4	所在地 地目積		
5	所在地 地目積		
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等

○物件1

位 置 ・ 交 通 (道路距離)	J R 陸羽東線「古川」駅の北方・道路距離約1.2km (別添『位置図』参照)	
付 近 の 状 況 (道路距離)	大崎市中心部に形成された旧来からの住宅地域で、地域内には戸建住宅、アパートが建ち並んでいる。街路は幅員約4mの行き止まりの舗装私道が配置されている。各公共公益施設等への接近性については以下のとおり。将来の動向としては、特に変動要因は認められず、現在の地域的特性を維持しつつ推移するものと予測する。	
	大崎市役所 約2.0km 古川郵便局 約1.0km	ヨークベニマル古川店 約800m 市立古川第二小学校 約450m 市立古川中学校 約2.2km
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第二種中高層住居専用地域（一部第二種住居地域） 指定60% 指定200% なし 立地適正化計画「居住誘導区域」 景観計画「市街地景観エリア」
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	549㎡ 約20m・約28m 長方形 平坦 中間画地 なし
接面道路の状況	南西側で幅員約4mの舗装私道に水路を介して接面 (建築基準法42条1項5号道路)	
土地の利用状況等	未利用地	
供 給 処 理 施 設	上水道：無 下水道：有 ガス配管：無 (注) 供給処理施設における「有」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「無」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。	
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において土壌汚染の徴表は認定し難い。	

特 記 事 項	目的物件は水路を介し(幅約6mのコンクリート製の橋を架けて)私道に接しているが、大崎市建設部建設課に問い合わせたところ、当該水路を使用するに当たって特に公共物使用許可は受けていないとのことである。 大崎市上下水道部経営管理課に問い合わせたところ、目的物件の南西側の私道沿いには上水道の本管は敷設されていないとのことである。目的物件の南東方約40mに位置する市道沿いには上水道の本管が敷設されており、近隣の土地所有者は専ら当該本管からそれぞれの個人管によって引き込みを行っている。なお、目的物件の地中には南西側隣接地(同所89番)のための上水道の個人管が埋設されているが、詳細は現況調査報告書を参照。 古川ガス株式会社に問い合わせたところ、目的物件の南西側の私道沿いには都市ガスの本管は敷設されていないとのことである。目的物件の南東方約40mに位置する市道沿いには都市ガスの本管が敷設されている。 大崎市洪水土砂災害ハザードマップによると、目的物件及びその周辺については、江合川が1000年一度程度の大雨によって氾濫した場合の洪水浸水想定区域となっている。
---------	---

○物件2～5

位 置 ・ 交 通	物件1の南西側に水路を介して接する土地である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第二種住居地域 指定60% 指定200% なし 立地適正化計画「居住誘導区域」 景観計画「市街地景観エリア」
画 地 条 件	地 積 幅 ・ 延 長 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	281㎡(4筆合計) 約4m・約70m 带状地 平坦 一方路 なし
接面道路の状況	東側で幅員約5.8mの舗装市道に等高に接面 (建築基準法42条1項1号道路)	
土地の利用状況等	各共有者が公衆用道路(位置指定道路)として利用している。	
特 記 事 項	その他の事項については物件1とほぼ同様である。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

○物件1

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	土地価格 (円) ア×イ×ウ
1	33,700	0.48	549	8,881,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準等）

地価調査 【大崎(県)-5】

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格等} \\ 38,900\text{円/㎡} & \times & \frac{100.4}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{116} & = & 33,700\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : ない

◇ 地 域 格 差 : 街路条件 +3 (1.03)
交通接近条件 +2 (1.02)
環境条件 +10 (1.10)
相乗積 116% (1.03×1.02×1.10=1.16)

イ 個 別 格 差 : 規模過大 -40 (0.60)
上水道無 -15 (0.85)
利用状況(地中に他者所有の上水道管有) -5 (0.95)
相乗積 48% (0.60×0.85×0.95=0.48)

ウ 地 積 : 登記数量

○物件2～5

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	共有持分 エ	土地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	33,700	0.01	66	1/8	3,000
3	33,700	0.01	73	1/8	3,000
4	33,700	0.01	74	1/8	3,000
5	33,700	0.01	68	1/8	3,000

ア 標準画地価格 : 物件1と同じ

イ 個 別 格 差 : 私道(公衆用道路) -99 (0.01)

ウ 地 積 : 登記数量

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額(内訳価格及び一括価格)を求めた。

番号	基礎となる価格 (円) ア	占有減価 修正 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	8,881,000	1.00	1.00	0.60	5,329,000
2	3,000	1.00	1.00	0.60	2,000
3	3,000	1.00	1.00	0.60	2,000
4	3,000	1.00	1.00	0.60	2,000
5	3,000	1.00	1.00	0.60	2,000
一括価格(合計)					5,337,000

イ 占有減価修正 : 修正の必要はないものと判断した。

ウ 市場性修正 : 修正の必要はないものと判断した。

エ 競売市場修正 : 「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行なった。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地【大崎(県)-5】

所 在 : 大崎市古川幸町2丁目169番3 (住居表示: 古川幸町2-3-22)

価 格 : 38,900円/㎡

位 置 : JR陸羽東線「古川」駅の北方約1km (道路距離)

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 214㎡

供給処理施設 : 上水道有、都市ガス無、下水道有

接 面 街 路 : 南6m舗装私道

用途指定等 : 第二種住居地域、指定建蔽率60%、指定容積率200%

地域の概要 : 一般住宅、アパート等が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

1. 位置図 (国土地理院「G S I M a p s」)
2. 公図 (法第14条第1項地図)

以 上

・ 物 件 目 録

1 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 10 番 1
地 目 雑種地
地 積 549 平方メートル

2 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 87 番 2
地 目 公衆用道路
地 積 66 平方メートル

持分 8 分の 1

3 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 88 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 73 平方メートル

持分 8 分の 1

4 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 89 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 74 平方メートル

持分 8 分の 1

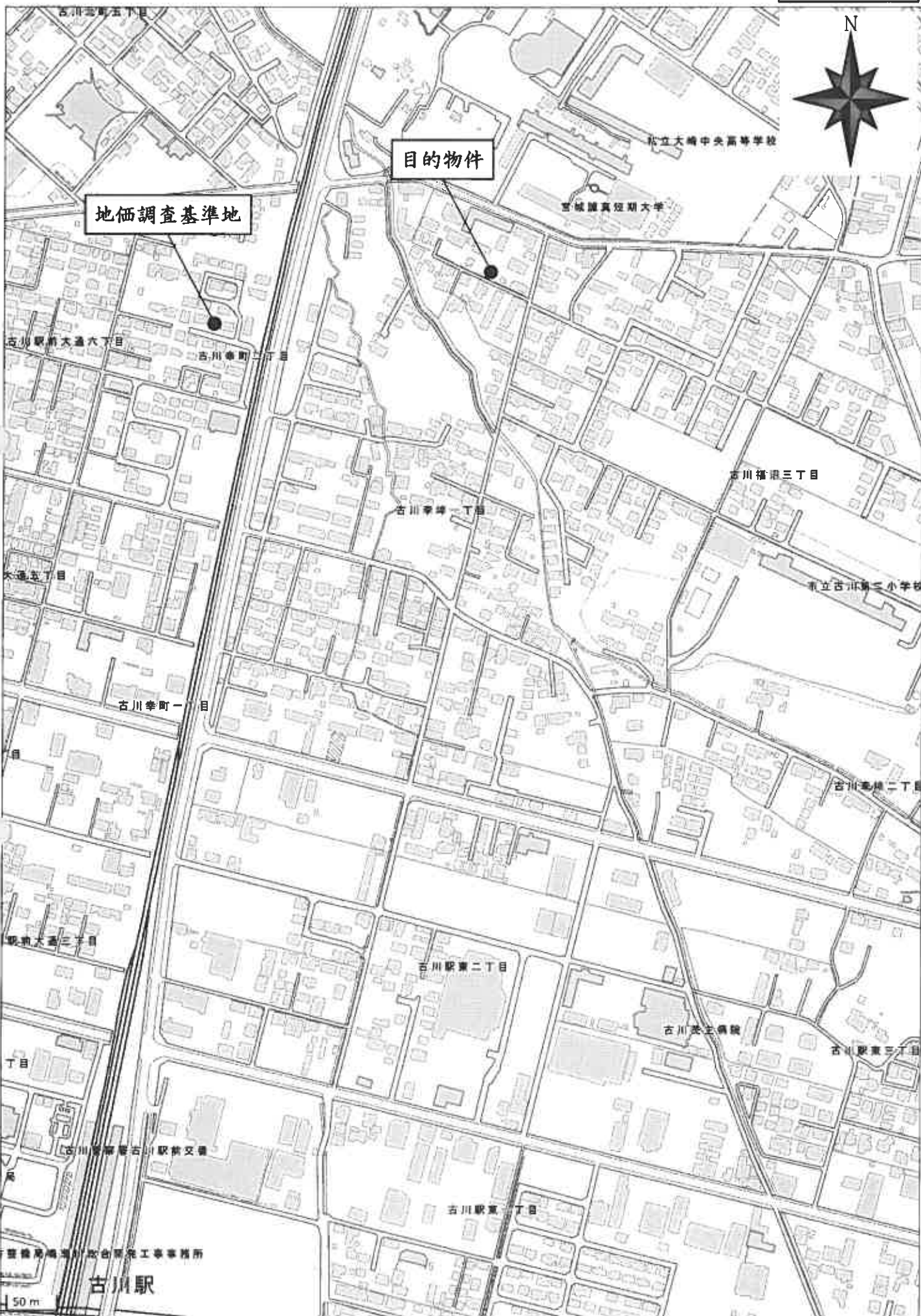
物 件 目 録

5 所 在 大崎市古川福沼三丁目
地 番 90 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 68 平方メートル
持分 8 分の 1



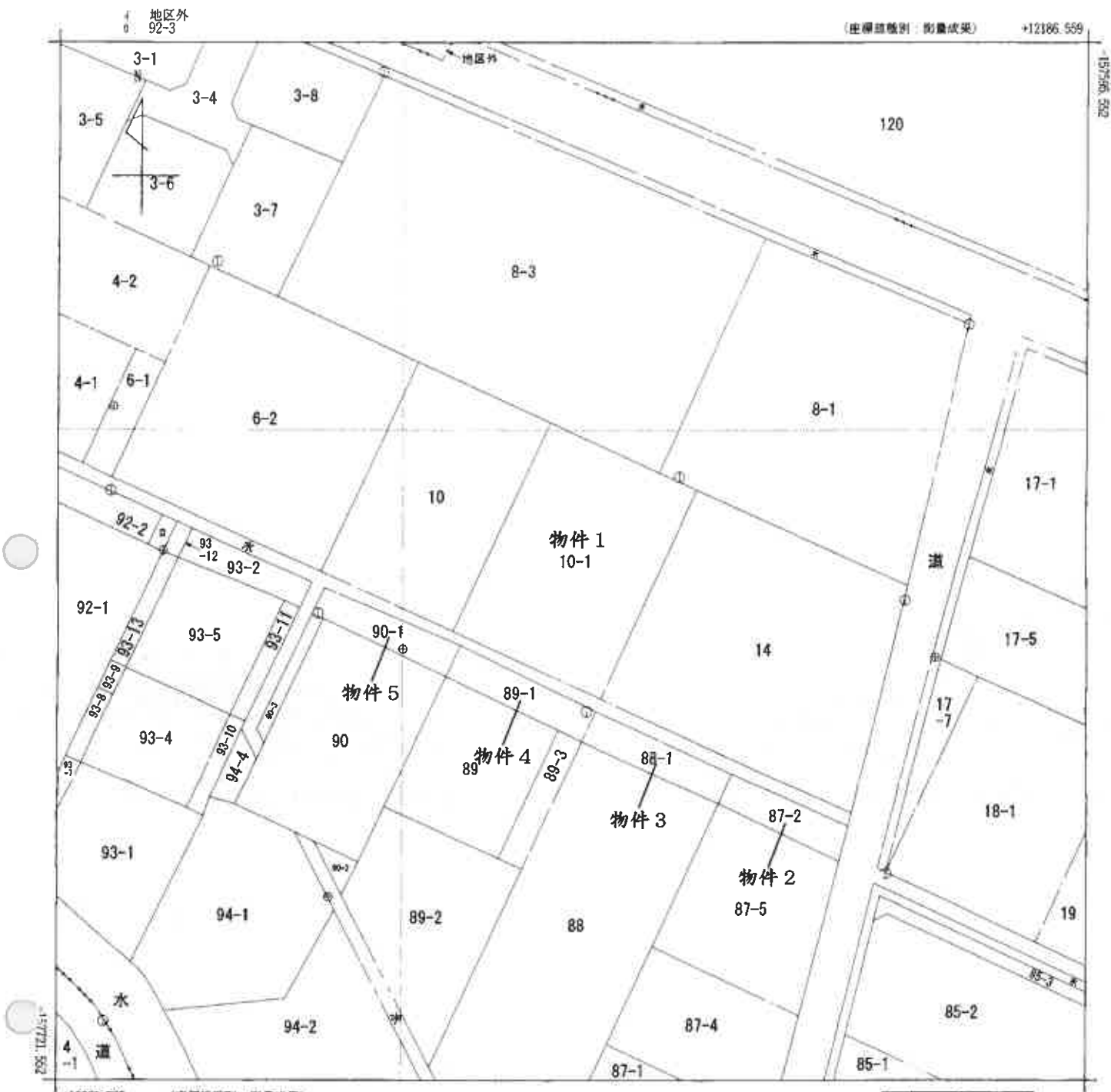
目的物件

地価調査基準地

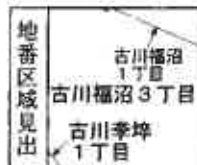


古川駅

50 m



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyuuki2011.par)による修正がされています。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(wataniyagi2008.par)による修正がされています。



請求 部分	所 在		大崎市古川福沼三丁目				地 番	10番1						
出 力 縮 尺	1/500		精 度 区 分	甲三		座標系 番号又は 記号	X		分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図	
作 成 年 月 日	平成4年10月					備 付 年 月 日 (原図)	平成6年3月29日				補 記 事 項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)
 令和7年5月28日
 仙台法務局

請求番号：8-1
 (1/1)

登記官

A 4 判に縮小